

## 守山市相談支援専門員の就職支援事業補助金

～計画相談支援事業所に新たに勤務する職員（相談員）に補助金を交付します！～

計画相談支援事業所における職員不足の解消を図るため、守山市内の相談支援事業所へ新たに勤務する場合に補助金を交付します。



### 対象資格と補助額

対象資格	対象要件	補助額
相談支援専門員	守山市内の計画相談支援事業所への就職	15万円

**補助金の交付要件** 以下のすべてに該当すること。

- ① 相談支援事業所の相談員または就職時に相談員となる予定であること。
- ② (ア) 新たに4月1日以後に相談支援事業所へ就職する。  
(イ) 市外の相談支援事業所などから4月1日以後に市内の相談支援事業所へ就職する。  
(ウ) 12カ月以上相談支援事業所職を離れた後、市内の相談支援事業所へ再就職する。  
※②は(ア、イ、ウ)いずれか1つに該当であれば可
- ③ 1週間の勤務時間が1年を平均して35時間以上、または1カ月140時間を超える勤務条件で相談支援事業所と雇用契約を締結する。
- ④ 同一系列事業所からの異動、または市内の他の相談支援事業所からの転職でない。
- ⑤ 居住市町村税の滞納がない。

### 申請期間

**勤務開始日(就職した日)または対象要件を満たした日から6か月または当該年度の3月31日のいずれか早い日まで**

- ・申請は随時受付しています。
- ・当年度就職者の受付期限は、令和7年3月31日までです。

### 申請に必要な書類

- 守山市相談支援専門員就職支援事業補助金交付申請書兼実績報告書
- 申請者の住民票（本籍地の記載があり、個人番号の記載がないもの）
- 有資格者であることを証する書類の写し
- 市税等に滞納がない旨の申告書、守山市民以外の方は居住市町村税に滞納がないことが分かる書類（完納証明書）※転入者は、守山市に転入する前の住所地での完納証明書
- 雇用契約証明書等の雇用期間、勤務条件などが分かる書類
- 在籍証明または年金証書等で在籍期間が証明できるもの（実務経験3年以上の適用の者のみ）

※申請様式等は、守山市のホームページまたは守山市役所障害福祉課窓口で入手してください。

**注意事項**

- ・ 就職日から3年以上継続勤務できなかった場合には、全額返還していただくことになります。
- ・ 補助金は雑所得として扱われますので、所得の申告（確定申告など）が必要です。  
（給与以外の所得が20万円を超えない場合には、確定申告は不要ですが市町村民税の申告が居住市町村へ必要となります。）

**【申請先・お問い合わせ先】**

守山市役所健康福祉部障害福祉課 相談支援係（本庁舎1階）

〒524-8585 滋賀県守山市吉身二丁目5番22号

電話：077-582-1168

FAX：077-581-0203